



Colors, Future!  
いろいろって、未来。

川崎市

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成31年4月3日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき川崎駅西口開発計画に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県横浜市西区平沼1丁目40番26号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 横浜支社長 廣川 隆
	指定開発行為の名称	川崎駅西口開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為） 商業施設の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区大宮町1番5 外
	指定開発行為の目的	業務・宿泊・商業施設の新設
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約12,400㎡ 建築面積：約11,150㎡ 延べ面積：約136,500㎡ 建物高さ：約131m（塔屋等を含む最高高さ約143m）
	事後調査の項目等	大気質
	環境影響評価の手続経過	平成29年1月13日 条例環境影響評価方法書公告 平成29年5月12日 条例環境影響評価方法審査書公告 平成29年9月4日 条例環境影響評価準備書公告 平成29年11月30日 条例見解書公告 平成30年3月1日 条例環境影響評価審査書公告 平成30年4月3日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び縦覧時間	期 間：平成31年4月3日（水）～平成31年（2019年）5月7日（火） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	川崎区役所、幸区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、<u>環境の保全の見地から御意見を有する方は、条例第36条に基づき、意見書を提出することができます。</u></li> <li><b>意見書を提出できる期間：</b> 平成31年4月3日（水）から平成31年（2019年）5月7日（火）まで （郵送の場合は、平成31年（2019年）5月7日消印有効）</li> <li><b>提出先：</b>環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</li> <li><b>提出方法：</b>提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 <a href="https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3540">https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=3540</a></li> <li>意見書の用紙は、各縦覧場所に用意してあります。</li> </ul> <p>なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。</p>
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156